

特商法の抜本的改正を求める全国連絡会 結成式！

特定商取引法（以下、「特商法」）は、平成 28 年改正法の附則に定められた、いわゆる 5 年後見直し規定に基づく見直しの時期を、本年 12 月に迎えることとなります。

全国の消費生活相談の半数以上で「通信販売」「訪問販売」「電話勧誘販売」「マルチ取引」等の特商法の対象取引が占めています。私たちは、消費者被害を劇的に減少させ、安全・安心な消費生活を実現するために、特商法の抜本的改正を行う必要があると考えています。

様々な立場の組織・団体・個人が広く手を結び、5 年後見直しの法改正の実現を目指し、「特商法の抜本的改正を求める全国連絡会」を結成することといたしました。

**参加費
無料です**

【日時】 10 月 7 日（金） 18 時 30 分～20 時 00 分

〔Zoom ウェビナーを活用した集会〕

【内容】 記念講演「特商法対象分野における消費者被害の実情と特商法の課題」

講師：弁護士 池本誠司

連絡会の設立趣旨、獲得目標と今後の取組みについて ほか

【締め切り】 10 月 4 日（火）

【申し込み】

事前申し込みが必要です。

Google フォーム <https://forms.gle/SUckmJDCr3EXxDsm8>

参加ご希望の方は、「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※資料および Zoom ウェビナーの詳細は、集会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとさせていただきます、他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの企画のみ利用させていただきます。

